

# アメリカ大統領選挙制度の原型

丹 羽 巖\*

The Original System of the American Presidential Election.

Iwaho NIWA\*

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 権力分立
- 3 大統領選出方法の原型
- 4 むすび

## 1 はじめに

アメリカ合衆国憲法——以下憲法という——は1787年5月14日より9月17日までの間に各州 (state) の憲法制定会議の代表者——以下代表者という——によって創造されたものである。ちなみに代表者は55名であった。(注の37を参照)

この憲法は代表者たちの「熟慮と厳粛と叡智の所産であった」この憲法は独立宣言の思想の一大具現である。それこそ、市民革命権の行使の結果の産物と考えてよい。その憲法の内容は「市民を保護するだけは強力であるが、かれらを圧迫するほど強力でない」と断言できる。<sup>1)</sup>

代表者の多くがロック (J. Locke), モンテスキュー (Montesquieu), コーク (E. Coke) などの学説・思想をよく研究していた。<sup>2)</sup> それだからといって、憲法は単なるヨーロッパ (Europe) の模倣ではない。代表者たちは堅実なる実際家として憲法制定会議に参加していた。かれらは連合規約 (The Articles of Confederation) の時代の苦い経験と州憲法下の州政治、そして植民地時代の政治的経験をしていた。その経験をふまえて経済的、社会的、道徳的な要求に答えられる憲法を作り出したのである。<sup>3)</sup>

---

\*国際関係学部—人文社会教室—法学・憲法学  
(Department of Liberal Arts and Sciences—Science of Law and Science of Constitution.)

この憲法の制定過程で、代表者たちが最も苦勞して、最も時間を費したのが、大統領選挙制度である。しかし、その反面最も満足したのもこの大統領選挙制度であるといわれている。

そこで、この小論では、大統領選挙制度の原型をみてみたいと思う。この憲法の原型を求めてみる理由がある。その理由というのは、憲法制定会議の議論が、現在の憲法の真髄を知る大きな手がかりとなるからである。<sup>4)</sup>

大統領選挙制度ほど憲法制定当時と現在と相違しているところはないといわれている。現在の選挙過程は非常に複雑で、とてもヨーロッパ人にはよく理解できないといわれている。<sup>5)</sup>

アメリカ大統領というのは、全くの一市民が市民によって選ばれて大統領となるのである。そして、国内的には最も強力な権力者となるのである。世界的にみれば、世界の指導者が数人いるとすると、必ずアメリカ大統領は入っている。<sup>6)</sup>

そのような、大統領職を代表者たちは、いかなる思想で、実際の議論を通じて形成したのか考えてみたい。ここで注意しなければならないことは、憲法制定会議は秘密規定 (Secrecy rule) で守られていたことである。代表者たちは憲法制定会議の許可なく、討論や議事録を印刷、刊行または外部に通報することをかたく禁止されていた。「幸いにも、J・マディソン (J. Madison)、その他の若干の代表者が、ひそかにメモ (memo) として個人的に筆記した討議の概要をのこしていたので、今日われわれは討議の概要を知ることができるのである。<sup>7)</sup>」

憲法制定会議では激しい議論の末、結論として、一般市民が選挙人を選挙して、その選挙人が選挙によって大統領を選出する、いわゆる間接選挙制となった。<sup>8)</sup> その大統領選挙制度の原型をみることとする。

## 2 権力分立

憲法は行政部は立法部から独立してつくる必要があるという思想で権力分立制を採用している。そのため憲法はモンテスキュー流の三権分立を採用している。<sup>9)</sup> すなわち、国家権力を行政権、立法権、司法権の三つに分割している。そして三つの独立した機関に保持され、他の権力を侵してはならないことになっている。この三権分立制は単に、国家権力を三つに分割しているというだけではない。権力が権力を抑制するという「抑制と均衡」(checks and balances) を採用している。<sup>10)</sup> この制度の重点は「抑制と均衡」の方にあると思う。この「抑制と均衡」の運用は「ある部門の独裁、横暴を防ぐための人民主権からの発想である。この制度から政府の『権限も限定』(Limited powers) され、大統領もまた議会の法律の制定に関して拒否権 (Veto power) をもつことが定められ、更に拒否された立法も、両院における三分の二の多数決によって法律もなり得るといふ、抑制と調和の方途が考えられている。<sup>11)</sup>」

すでにふれたように、このような権力分立論をとなえたのが、モンテスキューである。かれより約50年前にやはり権力分立論をとなえた学者がいる、それは、J・ロックである。

ここで先に、モンテスキューも読んで理解していたであろう、J・ロックの権力分立論を考えてみることにする。ちなみに、このJ・ロック流の権力分立制は、アメリカの州レベル（level）で採用していたところもある。<sup>12)</sup>

アメリカの諸州の権力分立はのちにふれることにして、まず、J・ロックの権力分立の特徴を考えてみることにする。J・ロックは政府二論（Two Treatises of Government）のなかで、社会契約説（Theory of Social Contract）の立場より、王権神授説（the divine right of kings）を否定して名誉革命（Glorious Revolution）の正当性を証明したといわれている。この論文のなかで、権力分立についてふれている。この権力分立論の特徴として二点ある。その第一点目は二権分立であり、第二点目は立法権優位である。第一点目の二権分立についてW・ガフ（W. Gough）は「ロックは、かれのいう三権を列挙した後、それらを厳格に分離・独立させないばかりか、立法部の至高性を明白に主張している。」という。<sup>13)</sup>

すなわち、J・ロックは「立法権、行政権、連合権の三権を区別している。このうち、連合権（Federative power）は、宣戦・講和・同盟・条約など、対外的事項の処理を意味するが、ロック自身、これを行政権と分離することは殆ど不可能で、そういうことをすれば、社会的力が異った統率下におかれて、無秩序と破滅とをもたらす危険があると述べている。従ってロックは、基本的には二権分立を唱えたとみるべきである。<sup>14)</sup>

第二点目は、立法権の優位である。J・ロックは議会がもつ立法権が国家権力のなかで最高であると主張した。ただし、国王の存在と権威については、かれと王室との関係が深いこともあって、立法権優位を王位に対しては多少の遠慮がみられる。<sup>15)</sup>

このJ・ロック流の権力分立制をアメリカの州で採用したところがある。ヴァージニア（virginia）州とペンシルヴェニア（pennsylvania）州である。それは、つぎのようなものである。「ヴァージニア憲法は、立法部と執行部との関係において、立法部が強化せられ、それに応じて執行部が従属している。すなわち、弾劾のほか、知事が、毎年、立法部によって選任せられること、執行会議構成員が両院によって選任せられ、しかも三年ごとに二人宛改選せられること、さらに執行部には拒否権がないのである。<sup>16)</sup>

今一つの例として、ペンシルヴェニア憲法では「ベンジャミン・フランクリン（Benjamin Franklin）は、一院制立法部の最高性の、首尾一貫した弁護者であった。けだし、それはかれの時代の政治的条件によってひろく正当化されていた。なぜならば、人民の代表は、じぶんたちの権力をますことに、大きな努力をしていたときであったからである。ペンシルヴェイニヤ（ペンシルヴェニア）憲法のこの特色を承認した。<sup>17)</sup>」ここに、J・ロック流の権力分立を採用したとされるところを見い出すのである。

1787年の憲法は、このJ・ロック流の権力分立制が批判されて、モンテスキュー流の権力分立を採用することとなった。すでにふれたように、モンテスキュー流の権力分立というのは、「政治作用を三つに分割する。すなわち、立法権、行政権、司法権である。この三つの政治作用のうち、一つに不当な権力が集中肥大しないようにする。そのためには、この三つの作用を別個の機

関によって行使されるべきであると主張する。しかしながら、この主張は、立法部・行政部および司法部が必ずしも相互に全く関連してはならないということの意味していない、むしろ、権力が権力をチェックする『抑制と均衡』という作用を容認して、各々の権力が他の権力を抑制する。権力が権力を抑制するということは、権力分立の目的である人権保障にとって、のぞましいというのである。ここで注意をする必要のあることは、この権力が権力を抑制する、いわゆる、「抑制と均衡」の方が重要であるということである。<sup>18)</sup>

要するに、「代表者たちは、多数の、もっと露骨に言えば大衆の横暴または攻撃に対し、個人もしくは少数者の自由を完全に確保するために、権力の抑制均衡を採用することに全く異論がなかった」ということである。<sup>19)</sup>

このように憲法は、モンテスキュー流の権力分立を採用した。その事実を確認する必要がある。その上で、大統領の選出方法、すなわち、大統領選挙制度を考察する。

### 3 大統領選出方法

憲法はモンテスキュー流の権力分立を踏えて、つぎのように規定した。国家権力を三つに分けて、「この憲法において与えられるすべての立法権は、議会に属する」、「行政権は、アメリカ大統領に属する」および、「司法権は、一つの最高裁判所、および、議会が設置する下級裁判所に属する」と定めた。ここで採用したモンテスキュー流の権力分立というのは、国家権力を三つに分け、その権力が権力を牽制する「抑制と均衡」の思惟 (Speculation) をもつ、水平 (並列) 的三権分立を特色とする。<sup>20)</sup>

ここで注意をする必要のあることは、現在の大統領権限は非常に拡大している。連邦議会と比較してみると、それがはっきりと理解できる。それをC・ロシター (C. Rossiter) が指摘している。すなわち「今日の大統領職は、1789年のそれと同じ一般的な輪郭をもっているが、全体の規模は百倍も大きくなっている。大統領は意図された通りのものでもあるが、同時にそうでない点もある」という。<sup>21)</sup>

その大きな権限をもっている大統領を、アメリカでは一般市民のなかから選挙によって選出するのである。これは、アメリカ合衆国を精神的政治的の一体としてとらえた結果である。そして、国民の存在を肯定して国民代表という観念を自覚した上での選挙制度である。これこそ、自由主義的で民主主義国アメリカと思わせるものである。<sup>22)</sup>

アメリカ大統領は国民の代表者である。よって、ここで考えておかなければならないことがある。それは、被選挙権と選挙権のことである。被選挙権の要件は憲法制定時からあった。それは、つぎのようなものである。「出生による合衆国市民もしくはこの憲法確定の時に合衆国の市民であるものでなければ、大統領になることはできない。年齢35歳に達しないもの、また14年間合衆国内の住民でないものは、大統領となることはできない。」(第2条第1節第5項)。つぎ

に選挙する側の国民の選挙権については、憲法制定当時は各州の制定法にゆだねられていたのである。（第2条第1節第2項）したがって選挙人の要件は各州で相違があった。ほとんどの州で21歳であったが、ジョージア（Georgia）州とケンタッキー（Kentucky）州では18歳であった。それを1971年修正第26条によって、18歳以上ということに確定した。<sup>23)</sup>

憲法制定会議が制定した大統領の選出方法はつぎのようなものである。「選挙人団（Electoral College）による間接選挙制を採用した」、この選出方法をもう少し詳しく考えてみると、「国民はまず、大統領選挙人を選挙する。その大統領選挙人が、全く自由に大統領を選出する。その大統領選挙人は一人二票を投票する権利をもっている。そこで、過半数で最大多数を獲得した大統領候補者が大統領になる。そして次点のものが副大統領となるのである。<sup>24)</sup>」

大統領選挙人の人数は連邦議会上院議員の2名と各州の連邦議会の下院議員の人数とを合計したものである。当時は11州であったから、上院議員相当の人数は22名、下院議員相当の人数が47名、したがって、合計で69名であった。下院議員相当の47名というのは、「ワシントンは全選挙人69名の支持を得て初代大統領に選ばれた。」という事実から、逆算したものである。上院議員相当の22名というのは、憲法を「1789年11月21日ノースカロライナが、1790年6月1日ロードアイランドが承認した」という事情があった。<sup>25)</sup>

現在でも、大統領選挙人の出し方は変っていない。しかし1961年、改正があった。それは、憲法修正第23条でコロンビア（Colombia）特別区に於ける大統領選挙人を選出できることとなった。

大統領選挙人をどのような方法で選ぶかということについては各州議会にゆだねた。

つぎに、1787年のいわゆる憲法制定会議において、どのような議論の末、このような間接選挙制におちついたか、みてみよう。

憲法制定会議に提案された憲法原案は二つある。すなわち、ヴァージニア・プラン（Virginia plan）とニュー・ジャージー・プラン（New Jersey plan）である。この両案とも、連邦立法部（議会）から行政長官（大統領）の選出を規定していた。<sup>26)</sup>

ヴァージニア案というのは、主として、J・マディソン（J. Madison）とJ・ウィルソン（J. Wilson）の合作としてつくられたものであるといわれている。その原案を1787年5月29日にE. J・ランドルフ（E. J. Randolph）によって提案されたものである。<sup>27)</sup>

そのヴァージニア案の大統領選出の規定のみ指摘すると、つぎのようなものである。「決議7：国家行政長官を設置すべきである。この行政官は（ ）年の任期で国家立法部により選出される。その職務にたいし前記在任期間中増減されることのない一定の報酬を定期的にうける、また再選される資格はない。国法を執行する一般権限のほかに、連合規約によって連合会議に付与された行政権を享受する。」このように、いわばイギリス流の議院内閣制のように議会によって、大統領選出ということの規定していた。ちなみに、当時のイギリスは近代的な意味の議院内閣制はほぼ完成していたと考えてよいと思われる。<sup>28)</sup>

今一つ提案されたニュージャージー案は1787年6月15日、ヴァージニア案の代案として、小

州支持を得て、提出された。それはニュー・ジャージー代表、W・パターソン (Paterson) が憲法制定会議に提出したものである。この提案の大統領選出の部分指摘すると「決議4 合衆国連合会議は ( ) 名よりなり ( ) 年間在任する連邦政府の官吏を選任する権限をもつ。連邦行政官はその職務に対し連邦財務部より支払われ、在任中に増減されない一定の報酬を定期的なうけ、在任期間中およびその後 ( ) 年間は他の一切の職につけない。再選資格はなく、諸州行政長官の過半の申請に基づき連合会議により罷免される。…」とある。<sup>29)</sup>

さて、憲法制定会議にはヴァージニア案のほかに三つの基礎案が提出された。しかし、実際に問題になったのは、ヴァージニア案とニュー・ジャージー案だけである。<sup>30)</sup>

このように、両案ともに、大統領を連邦立法部より選出することを定めていた。そこで、ヴァージニア案に魅力を感じていた代表者たちは、1787年6月19日にニュー・ジャージー案を廃案にしてしまった。要するに否決したのである。<sup>31)</sup>

このように大統領(行政長官)を連邦議会より選出するという構想は、イギリス政治機構(憲法)を最高のものと考えていた代表者たちの思想によるものである。それと同時に、当時の州知事の選出がこの方法であったことにもよる。すなわち、「当時の邦知事は、ニュー・イングランド四邦およびニュー・ヨークをのぞけば、すべて他は立法部によって選挙をせられた。」このような事情から、大統領を連邦議会から選出するという発想は自然のなりゆきであると考えてよい。<sup>32)</sup>

大統領の選出方法として、いろいろな提案がなされたが、結果的には間接選挙制ということになった。この大統領選方法を創造するのに代表者たちは、憲法制定会議の期間中最も多く時間を費した。そして、最も多くの議論と票決をかさねたといわれている。しかも、代表者たちが憲法の他のいかなる部分よりも満足を示したともいわれている。この点をよく表しているものに、つぎのようなことがある。「ハミルトン (A. Hamilton) が『有名なフェデラリスト』の中で『その反対者たちからも最少限度の賛同を得た…唯一の部分』であると述べ、また、『その方法は完全 (perfect) とはいえないにしても、少なくとも、すぐれた (excellent) ものである』と言明することをばからなかったことから判るのである。<sup>33)</sup>

そして、現在も1787年当時と同じ制度のままである。もちろん、それは形式的には同じという意味である。実質的には大きく変っている。それでは代表者たちが考えていた選挙制度はつぎのようなものである。各州の住民は、各州で定めたそれぞれの方法で選挙人を選挙する。その選ばれた選挙人は選挙民からも、政党からも、何らのコントロール (control) も受けない。全く自らの自由な意思にしたがって大統領を選ぶことができると理解していた。それでは 本当に大統領選挙人は自由に選挙できたのかという「ビアード (Charles A. Beard) は、『フェデラリスト』のなかのハミルトンの叙述の他の部分を引用しながら、大統領の選挙にさいしては、『喧騒や混乱に対してできるかぎり機会を与えないことがのぞましい』』という…。そして、「また、コーウインも、大統領の選択にさいして、選挙人たちは彼らの個別的判断を行使するであろうというのが起草者たちの信念であったとする。さらには、ロシターも、このような大統領選挙人制度のなかに、選挙人たちが大統領に投票するさい、独立とはいえないにしても自由な裁量をおこなうで

あろう」といっている。<sup>34)</sup>

今考えた間接選挙で大統領を選出するということは理解できた。大統領の選出方法について、実際に憲法制定会議で提案されたり、主張されたりした方法は9種類あった。それを少し詳しくみると、つぎのようなものである。「1）国家（連邦）議会による選挙。2）国家（連邦）議会上院のみによる選挙。3）籤（くじ）によって選ばれた15名の国家（連邦）議会の議員による選挙。4）（全国を通じての）人民による直接選挙。5）人民によって選ばれた選挙人による選挙。6）各州（邦）議会による選挙。7）州（邦）議会によって選ばれた選挙人による選挙。8）各州（邦）行政首長による選挙。9）その他、上述の諸方式の混合案」である。<sup>35)</sup>

この9つの選挙方式が提案されたが、これらを原理的に分類してみると、つぎの三つになる。A) 連邦議会による選出。これは、ヴァージニア案、ニュー・ジャージー案と同じである。B) 人民による直接選挙方式。これは、民主主義の原理からすると理想的である。C) 州（邦）政府[州（邦）議会あるいは州（邦）行政首長]による選出である。<sup>36)</sup>

このような種々様々な主張があった。そのなかで、現行制度の間接選挙制を採用した。その理由は、つぎのような深い事情があった。アメリカの建国期の指導者たちは非常に有能な人達であった。わけても、憲法制定会議に「出席した代表者たちは、いずれも著名な人士たちであった。これらの著名な人士たちは、もちろん当然のことながら、優れた才能や経験を有する、学識豊かな植民地の指導者たちであった…数的に最も多かったのは、法律家たちであり、55名の代表者のうち31名を占め、約56パーセントに上っていた。またこれらの代表者たちのうちで、大学の卒業者は半数以上の28名であり、相当に知的水準の高いことが示されていた。<sup>37)</sup>

代表者たちの知的水準は高いことは理解できた。しかし、一般大衆となると、一般的に言って、政治的能力がけっして高いとはいえない。したがって、代表者たちは、人民が大統領を直接に選挙し得るほど十分に成熟していないと思っていた。また、アメリカという広大な国土、地理的隔絶といった制約もあると考えた。このようなことから、人民による直接選挙案は、原理的理由よりも、むしろ実際的な理由によって消えたと考えてよい。<sup>38)</sup>

人民から直接に大統領を選出されないとすると、今度は自然に、連邦議会から大統領を選出するという方法に傾くのである。それが採用されなかった、その理由が2つある。A) ヴァージニア案にも、ニュー・ジャージー案にも規定されていたし、初期の段階から憲法制定会議を支配していた方法である。それが実際には採用されなかった。それは、代表者たちと、当時のアメリカの指導者たちの政治的経験によるところが大きいと思われる。すなわち、独立戦争から連合規約下のあまりにも弱い行政部の存在、このことから来る政治不信。B) 今一つは、学説、思想の憲法意識である。すなわち、J・ロック流の権力分立は、あまりにも、立法権が優位すぎた。それを批判して、モンテスキュー流の権力分立を採用した。これは、水平的三権分立であり、「抑制と均衡」を採用している。代表者たちは、自分達が称賛したモンテスキュー流の権力分立論からも連邦議会から大統領を選出することは避ける必要があった。「R・シャーマン (R. Sherman) のように、行政首長が議会から独立していることが、圧政の真髄そのものであると考えた人々が

いたが、憲法会議にはそれに劣らず、議会による専制を恐れる多くの委員が存在したのである。<sup>39)</sup>このような事情で大統領を連邦議会から選出する方法を採用しなかったのである。

つぎに、なぜ、現行制度の間接選挙制に結実していったかという点に注目する。「憲法制定会議が中盤に進むにつれて、憲法制定会議の初期に存在していた人民による直接選出案に対する否定的反応は次第に薄れていき、7月下旬になって、J・マディソンはわれわれの前におかれた選択は、人民によって選ばれた選挙人による行政首長の任命と人民による行政首長の直接の任命との間の選択であると述べるに至った。<sup>40)</sup>」

間接選挙制の提案として、大統領選挙人団制が実際に憲法制定会にあらわれたのは、1787年9月4日のことである。ここで提案された間接選挙制をつぶさしにみると、いわゆる選挙人団制の創設によって大きな利点を見ることができるのである。人民から直接大統領を選出すると二つの欠点があった。それを克服している。それは代表者たちはおそれていたことである。

その二つというのは、1) 大きな州が有利に大統領の選出をすることになるという批判。2) 各州の定める方法で選出するとしても、人民が直接大統領を選出することになると、選挙人の資格を全米統一する必要がある。しかし、当時としては、それは無理であった。新しい憲法の承認でも、なかなかできなかった。すでにふれたように例えばノースカロライナ (North Carolina) は1789年11月21日、ロードアイランド (Rhode Island) は1790年6月1日になって承認した。ロードアイランドは新しい憲法を制定するのではないかと疑って、とうとう代表を憲法制定会におくらなかった。このような各州を統一して全国的な選挙をおこなうことは困難であった。<sup>41)</sup>

この困難さを克服したのが間接選挙制である。それはまさに、大統領を連邦議会から選出するのか、または、人民から直接選挙で選出するのかの二つの構想の「妥協の産物」でもあった。それでは困難さを克服したという点を少し指摘しておこう。一つは、人民が直接大統領を選挙するとなると、大きな州が有利であるというのである。その批判に対して、選挙人の人数を考えてみると、人口の多い州は人口に比例した下院議員の人数と同じ人数の選挙人が配分されることから、大きな州の住民は自分の州が有利であると思う。一方小さい州の住民は上院議員の人数と同じ選挙人と同じ2名を選ぶことで自分の州が有利であると考え。しかも、間接選挙であるといっても、一般住民は選挙権を行使するのである。したがって、一般住民も満足する。<sup>42)</sup>

今一つの問題は、全国統一の条件の下で、全米一度に選挙を実施するのは困難であった。それを間接選挙制によって「選挙人の選挙方法は各邦議会に全面的に委ねられた。この措置によって、各邦不統一の選挙権から派生する南北間の地域的不均衡などの困難な問題は回避することができた。<sup>43)</sup>」

この間接選挙制に関連して考えておく必要があることがある。それは、実際の選挙において各選挙人は、2名の連記投票制 (the double voting system) を用いていた。その2名のうち、1名は大統領選人と同じ州の住民でないことという条件がついていた。大統領に当選できるのは最高得票者であった。次点の者は副大統領ということになるのである。最高得票とはいっても、過半数以上の得票という条件がついていた。<sup>44)</sup>

つぎに問題になったのは、実際の選挙手続の進行の段階で、上院の権限の問題である。すなわち、憲法原案では、「選挙人は、すべての得票者の名簿および各得票者の得票表を作成し…元老院（上院）議長に宛て合衆国政府の所在地に送付しなければならない。……」とある。そのときに、「もし二人以上が同数で、しかも、過半数であるときは元老院（上院）は直ちに投票により、そのうちの一人を大統領に選定する。過半数の得票を得たものがないときは、元老院（上院）は投票により最高の得票者5名のうちより一人を大統領とする。……」この原案に対して、上院の権限があまりにも大きくないかという批判があった。<sup>45)</sup>

この批判に対して、憲法制定会議では、そもそも、上院は、立法権をもっている。外国との条約締結についても「同意」という形でかかわっている。公務員の任命にも「助言と同意」を通じて関係している。このように行政権をもつことになる。さらには、弾劾裁判所となるということを考え合せてみると、これでは上院に権力が集中しすぎるというのである。要するに、上院が、立法権、行政権、司法権にかかわっている。それに加えて、大統領の選出についても、大きく参加するということはどうしても避ける必要があった。

当時の政治状況としてはG・ワシントン (G. Washington) が初代大統領となると誰れもが考えていた。実際にかれば「全選挙人69名の支持を得て初代大統領に選ばれた。<sup>46)</sup>

第一回目の大統領選挙は上院の出番はないので問題ない。G・ワシントンのあとの大統領となると問題があった。要するに、過半数多数の得票を獲得しうる大統領がいない場合のことである。代表者たちは、「大統領選挙人団は人民—政治家—のなかから大統領候補者を選び出す。候補者指名機関としての機能を果し、大統領選挙人団が指名した候補者のなかから上院が 대통령を選出するという図式」を考えていた。もちろん、これに対して反論もあった。すなわち、「憲法が成立、施行されれば全国的な効果も大きく、全国的人物が確実に増えていくであろう。そうすれば全国の選挙人はそのような人物を知り、評価することができるようになるであろう」というのである。<sup>47)</sup>

憲法制定会議は、上院が実質的には大統領選出機関になると結論した。そこで上院を下院に変ることになる。下院の方がよいという理由は、上院が弾劾裁判所となって自ら選んだ大統領を裁判することがある。今一つの理由は上院の権限があまり大きくなると、貴族政治に向うのではないかという心配である。結果的には「大統領決選投票の際の最終決定機関は現行制度にみられる通り下院と決定され、上院から下院へと修正されたものの票決は一邦一票がそのまま維持されることとなった。<sup>48)</sup>

この決定は大きな州にも、小さな州にも好評であった。大きな州は「大統領選挙人団制において、人口比に応じて選出される下院議員数に相当する選挙人を割り当てられるため、最初の選挙において、大統領の選出に有利な位置を占めることができると判断された。他方、小邦は連邦議会下院に大統領の決定を委ねられれば、選挙人票において、上位5名—修正第12条によって上位3名と修正された—のうちから大統領が選ばれるため、この5名のうちに小邦の候補者も入る可能性が十分にあると考えられ、更に、下院での票決は一邦一票であるため、小邦に一層有利

と考えられたのである。」全般的には、小さい州に配慮したものとなっている。<sup>49)</sup>

#### 4 むすび

憲法の制定は革命的性質をもっている。それは連合規約というフィルター (filter) をとおしてみると違法文書である。連合規約の改正をする場合は全州立法部の同意を必要としている。憲法は、それを無視している。そして、9州の同意で発効できることにした。したがって、憲法の制定は革命としか考えられない。どうしても憲法改正では説明できない。それは、まさに人民革命権の行使によってのみ理解できるものである。<sup>50)</sup>

アメリカにおける1787年の憲法制定は、まさに、憲法の創造である。州憲法レベルで採用していた、J・ロック流の権力分立を批判して避けた。そして、モンテスキュー流の権力分立を採用した。そして、憲法は、立法部、行政部、司法部の三部門よりなる中央政府を規定した。モンテスキュー流の三権分立というと水平的権力分立といって、三権が権力の優劣がないと説明される。しかし、「モンテスキューの場合も、特に行政権と立法権の分立が主眼点であった。なぜなら、司法権は他二権に比べて、はるかに弱い権限だと解したからである。」この点は注意を要するところである。憲法は、三権分立ばかりでなく、「抑制と均衡」を採用している。<sup>51)</sup>

この憲法の創造については、種々様々な議論をかさねた。そして結着した。そのなかで、ここで注目している大統領選挙制度は、代表者たちが、最も多くの時間と労力を費した部分であるといわれている。しかも、最も満足した部分でもある。要するに、結果的には、間接選挙制を創造した。この制度は国民主義の立場からも、植民地時代、連合規約下のアメリカの政治的経験からも、一つの理想を実現した。すなわち、代表者たちは、強力な行政府を望んでいた。もし、大統領の選出を議会からとすると、議会に依存してしまう。そこから、議会の権力の優位という恐れが出てくる。他方、一般国民から、大統領を直接選挙で選出すると、普通選挙制度からは理想であるが、現実にはあわない。

そこで、代表者たちのなかに實際家も多数いたところから、実際的、現実的な方法を採用したのである。一般国民から選挙人を選挙して、そして、その選挙人が大統領を選出するという方法である。この間接選挙制の長所が二つある。一方において、一般国民を大統領選挙に参加させている。この事実は民主主義的要請に答えている。それによって、国民も満足している。他方、一般国民の直接選挙を避けたことで、当時の実際の政治状況と制度とが合致している。この間接選挙制は当時のアメリカにおいては最も適した選挙制度であると思う。この制度は一般的に好評であった。

## 注

- 1) 松田義実『アメリカ思想史』(昭和41年 理想社) 156-158頁。

拙稿「アメリカの独立宣言と第二回大陸会議」『経営情報学部論集』(中部大学) 第10巻1号 8-9頁。

- 2) J. M. Burns, The United States Congress 70-71 (American Politics and Government by S. K. Bailey, ed. 1965). 小谷鶴次他訳『アメリカの政治』(昭和42年 柳原書店) 71頁。

J. A. Abbo, political Thought Men and Ideas (ed. 1960). 齊藤敏訳『西洋近代政治思想』(昭和40年 理想社) 326頁。

拙著『アメリカ大統領制の創造と展開』(1993年 成文堂) 1-5頁。

- 3) 松田義実 前掲書159頁。「それは、幾多の時代的訓練を経て、更に成長する活物としての『生活憲法』となった。」

- 4) S. Kelley, The American Constitutional System 20 (American politics and Government by S. K. Bailey, ed. 1965). 小谷鶴次他訳 前掲書21頁。

- 5) E. S. Griffith, The American System of Government 54 (2nd ed. 1961).

拙著 前掲書23頁。

- 6) "Id. at 52".

G. F. Milton, The Use of Presidential Power 1789-1943, at 3. (ed. 1965).

拙著『英米法制と日本の政治機構』(1994年 成文堂) 19-20頁。

- 7) 藤原守胤『アメリカ革命史論』(昭和24年 慶応出版社) 197頁。

- 8) M. Jensen, The Making of the American Constitution 49 (ed. 1958). 齊藤眞他訳「アメリカ憲法の制定」『新アメリカ史叢書4』(1976年 南雲堂) 59頁。

- 9) R. Hilsman, Congressional Executive Relation and the Foreign policy Consensus 55 Am. polit. Scie. 725 (1958).

"G. F. Milton, supra note 6 at 13-14".

拙著 前掲書 (アメリカ大統領制の創造と展開) 75-76頁。「大統領は議会に議席をもち得ないし、また何人も公職についている間は議員を兼ねることはできない。」

- 10) 藤原守胤 前掲書206頁。「政府の一部門への権力の集中は、まさに圧制のアメリカ的の定義となっていた。」

- 11) E. S. Corwin, The Constitution and What it Means Today 2 (12th ed. 1971).

松田義実 前掲書165-166頁。「この三権分立主義は、モンテスキューの『法の精神』に主張された政治論であるが『この分立主義を現実に最もよく徹底させているのはアメリカ憲法である』と言われる。」

拙著 前掲書 (英米法制と日本の政治機構) 4-5頁。

- 12) 清宮四郎 権力分立制の研究 (昭和52年 有斐閣) 15-33頁。

拙著 前掲書 (英米法制と日本の政治機構) 4-7頁。

- 13) J. W. Gough, John Locke's Political Philosophy 93-94 (2nd ed. 1973). 宮下輝雄訳 ジョン・ロックの政治哲学 (1981年 人間の科学社) 113-114頁。

- 14) 森順次 憲法原論 (1959年 法律文化社) 106-107頁。

拙著 前掲書 (英米法制と日本の政治機構) 8-9頁。

- 15) 清宮四郎 前掲書 31頁。

拙著 前掲書 (英米法制と日本の政治機構) 11頁。

- 16) 酒井吉栄 アメリカ憲法成立史研究第1巻(昭和40年 評論社)49頁。
- 17) 同書264頁。
- 18) "E. S. Corwin, *supra* note 11 at 2".  
拙著 前掲書(英米法制と日本の政治機構)4-5頁。  
松井茂記 アメリカ憲法入門(1989年 有斐閣)59-60頁。「アメリカの権力分立制は、厳格な権力の切断によってではなく、権力の共有によって、つまり抑制と均衡を通じて実質的な権力分立を図ろうとしたものであった。」
- 19) 藤原守胤 前掲書206頁。  
拙著 前掲書(アメリカ大統領制の創造と展開)75-76頁。「アメリカでは、まず、マサチューセッツ(Massachusetts)邦憲法がこれを採用した。マディソン(J. Madison)はザ・フェデラリストにおいて、すぐれて、モンテスキューを礼賛し、憲法に、その権力分立論を撰取した。アメリカの憲法は、いわばこのモンテスキューの理論の嫡流であるといえよう」。
- 20) "R. Hilsman, *supra* note 9 at 725".  
D. G. Kousoulas, *On Government* 76-78 (ed. 1968).  
酒井吉栄 前掲書 49頁。  
拙著 前掲書(アメリカ大統領制の創造と展開)75-76頁。
- 21) C. Rossiter, *The American Presidency* 60-61 (ed. 1956). 下島連訳『アメリカ大統領の地位』(昭和35年 日本外政学会)82頁。
- 22) 中川洋一『主義の話』(昭和24年 北鷗社)9-44頁。  
矢部貞治「代表」中村哲他編『政治学事典』(昭和42年 平凡社)863-866頁。  
矢部貞治『民主政機構の基礎原理』(昭和24年 弘文堂)37-47頁。
- 23) 塚本重頼他『註解アメリカ憲法(全訂新版)』(1986年 酒井書店)257-260頁。
- 24) 同書 91-92頁。「大統領および副大統領の選挙の方法は、憲法の制定に際して最難問のひとつであった。」「結局、現行の選挙人団による間接選挙制を採用に決した。この制度はメリーランド州が、同州の上院議員について選挙人による間接選挙制を採っていたことに着想を得たものである。」
- 25) C. A. Beard & M. R. Beard, *The Beard's New Basic History of the United States* 132 (ed. 1960). 松本重治他訳『アメリカ合衆国史 新版』(昭和44年 岩波書店)137-138頁。「各州に割当てられた選挙委員の数は各州にみとめられる上院および下院の議員の数と等しくなければならないと規定した。そして1790年に国勢調査が行なわれ得るまで、下院議員の数は65人ときまっていた。」  
M. L. Benedict, *Liberty and Democracy: A Constitutional History of the United States*. 常本照樹訳『アメリカ憲法史』(1994年 北海道大学図書刊行会)41頁。  
S. E. Morison, *The Oxford History of the American People* 314-316 (ed. 1965).  
西川正身=翻訳監修『アメリカの歴史』第2巻(1997年 集英社)180-182頁。  
「1788年5月には残りの州が承認していなかった、ヴァージニア州は6月23日に承認した。つぎにニューヨーク州が7月26日に承認した。この段階でG. ワシントンが大統領に選出された。ノースカロライナ州は1789年11月21日に承認した。ロードアイランド州は、1790年6月1日に承認した。」(資料によって三日間ぐらいいずれがある)  
「連合会議(コンフェデレーション・ kongress)は、ここに新憲法が正式に批准されたむねを宣言し、最初の大統領選挙、および議会(下院)議員選挙の手はずを整え、1789年3月4日を初代大統領の第一期の始まる日と定めた。しかし、予定どおりに事は運ばなかった。新設の下院(ハウス・オブ・リプレゼンタティヴズ)が定足数に達したのは、4月1日になってからのことであり、さらに一週間経過して、ようやくワシントンは自分が大統領に選出されたという公式の知らせを受けた。」  
橋本公巨『米國憲法講話』(昭和24年 東洋書館)34-37頁。  
阿部齊「G. ワシントン」『歴史読本ワールド』第11号 42頁。
- 26) C. D. Bowen, *Miracle at Philadelphia—The Story of the Constitutional Convention* May to

- September 1787 at 212-215 (4th ed. 1986)
- 27) 藤原守胤 前掲書198頁。「この決議案は、5月29日知事ランドルフによって協議会(憲法制定会議)に提出された。世にヴァージニア案、またはランドルフ案といわれるのが、これであって、主としてマディソンとウィルソンとの合作案になるものといわれる。」  
富田虎男「アメリカ独立革命」清水博編『アメリカ史(世界各国史 第8巻)』(昭和54年 山川出版社)84頁。「5月29日にエドモンド＝ランドルフが提案した「ヴァージニア案」のなかにのべられた『立法・行政・司法の各部を有する全国的政府(ナショナル＝ガヴァメント)の設立の必要』という了解であった。この了解によって、連合規約の改正を名目としたこの会議は、實際上、新しい憲法の制定する会議に変身をとげたのである。」
- 28) “M. Jensen, supra note 8 at 154-155”  
齊藤真他訳 前掲書180-181頁。  
拙著 前掲書(英米法制と日本の政治機構)91-110頁。  
拙稿「ウオポールと内閣制度」『中部工業大学紀要B. 第14巻』1-9頁。
- 29) “Id. at 161-162”. 齊藤真他訳 前掲書184頁。
- 30) 藤原守胤 前掲書201頁。
- 31) “M. Jensen, supra note 8 at 154-155”.  
齊藤真他訳 前掲書182頁。  
一倉重美津『アメリカ憲法要説』第二版(1999年 成文堂)15頁。  
「これらの二構想を審議するにあたって、本憲法制定会議は、全院委員会を形成して三週間にわたって討論を重ねた。その結果として、ヴァージニア構想に魅せられた代表者たちは、1787年の6月19日、ニュー・ジャージー構想を廃案することを決定した。」
- 32) 酒井吉栄 前掲書190頁。
- 33) 寿田竜輔「米国大統領選挙制度の民主的評価」芦部信喜編『憲法の現代的課題 宮沢俊義先生古希記念』(昭和47年 有斐閣)518頁。
- 34) 同書519頁。
- 35) 太田俊太郎『アメリカ合衆国大統領選挙の研究』(平成8年 慶応義塾大学出版会)11頁。
- 36) 同書
- 37) “S. E. Morison, supra note 25 at 305”. 西川正身＝翻訳監修 前掲書150-151頁。「フィラデルフィアにおける協議会には、12邦の代表者55名が出席した(ロードアイランドは脹れっ面で招待を断り、代表者を送らなかった)。」  
一倉重美津 前掲書12-14頁。  
「フィラデルフィアで開かれた憲法制定会議では、12州から74名の代表者たちが任命されて、…だが本会議に任命された74名のうちで、つねに出席した代表者たちは、55名に過ぎなかった。」
- 38) 太田俊太郎 前掲書16-19頁。
- 39) 同書13頁。「独立戦争から連合規約下における諸体験を通じ、建国の父祖の多くによって共有された憲法観念は、『均衡のとれた憲法(バランスド・コンスティテューション)の観念であった。』」
- 40) 同書20頁。
- 41) 同書。  
中尾健一他「新大陸と太平洋」『世界の歴史 第11巻』(昭和58年 中央公論社)90頁。「もし、この会議がはじめから、連合規約を廃棄し、これにかわる新しい憲法を制定するためのものだということがわかっていたら、多くのステートは代表を出さなかったかもしれない。」
- 42) 寿田竜輔 前掲論文520-521頁。
- 43) 太田俊太郎 前掲書21頁。
- 44) 同書。
- 45) 同書21-22頁。

- 46) 猿谷要「ワシントン」猿谷要編『アメリカ大統領物語』（2002年 新書館）14頁。「当時は一般投票が行われず、直接選挙人団の投票で決められた。」  
阿部齊 前掲論文42頁。
- 47) 太田俊太郎 前掲書22－23頁。
- 48) 同書「J・ウイリソンは『上院』という文言を削除して、『立法府』（Legislature）という文言を挿入する動議を提出したが、小邦からの反対で敗れた（9月5日、三邦賛成、七邦反対、一邦留保）。しかし、この問題は最終的には、ウイリソンが再び上院を立法府に代えるように提案し、その際、小邦に対する配慮から邦を単位として投票することを示唆したが、シャーマンが『立法府』より下院の方が好ましいとして、『上院…』を削除し、『下院…』を挿入することを動議した。結局、この動議が採択され（9月6日、十邦賛成、デラウェアのみ反対）。
- 49) 同書25－26頁。
- 50) 藤原守胤 前掲書229頁。  
田上穰治『自由権・自治権及び自然法』（昭和21年 有斐閣）23－26頁。「憲法改正権は畢竟憲法に基づく一の権限に過ぎながら、これを以て憲法の同一性を害することは出来ない」  
拙稿「憲法改正」 上野裕久編『現代日本の憲法』（1983年 法律文化社）232－245頁。
- 51) 葉山明『アメリカ政治』（1995年 北樹出版）15頁。  
藤原守胤 同書219頁。「この憲法の設計者は、アメリカにおけるモンテスキューともいわれるべき、分権論の最も熱心な主張者ジョン・アダムスであった。1786年の春に出版された彼の“A defense of the Constitutions of Government of the United States of America”はなかならずマサチューセッツの分権制度を弁護したものであったが、この書は、出版の時期が時期であったので、新憲法の起草者たちに深い感銘を与えた。事実、連邦政府の形体は、多くマサチューセッツ憲法を倣うこととなったのである。」